

重度障害見舞金

会員が重度の障害となった場合

- ◆提出書類 ①所定用紙がありますのでゆいワークへご連絡ください
②医師の後遺障害診断書
(労災診断書・自賠責診断書・他の保険用診断書等の写し可)

※重度障害の階級は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)別表第1(第14条、第15条、第18条の8関係)『障害等級表』によります。障害手帳の等級とは異なります。
別途、『障害等級表』をご確認ください

※次の場合はお支払いできません

- (1)加齢等を原因として重度障害となった場合
- (2)ゆいワークに加入して1年未満の自殺行為により重度障害となった場合
- (3)会員の犯罪行為により重度障害となった場合
- (4)会員の故意または重大な過失により重度障害となった場合